

歴史津波研究における誤解されやすい地名について—その 2

Place Names of Easily Misunderstood Ones on the Study of Historical Tsunamis –part2

松岡 祐也¹・都司 嘉宣²・今井 健太郎³・今村 文彦³

1. はじめに

歴史津波研究のなかで誤りを犯しやすいものに、地名の比定が挙げられる。都司・松岡 (2011) および松岡ほか (2012) では、誤りを犯しやすい地名を具体的な事例を挙げ、どのような場合に誤りを生じやすいのかについて類型化した。その結果として、誤解しやすい地名は大きく 5 つに分類できることが分かった。

松岡ほか (2012) で類型化を行って以降も、先行研究上で地名を誤って比定しているものの有無について調査は継続して行っていたのだが、その成果としていくつかの新たな事例が見つかった。ここでは、2012 年以降の調査で新たに見つかった、誤りやすい地名を紹介し、それぞれを類型化された事例に当てはめることを試みたいと思う。

なお各地震史料集については、以後『増訂大日本地震史料』(全 3 巻) は実際に本文の編集を行ったのが武者金吉であるので『武者史料』、東京大学地震研究所発行の一連の『新収日本地震史料』は『新収史料』と表記し、第一巻・第二巻は (1) (2) と略する。また『日本の歴史地震史料 拾遺』については『史料拾遺』と略している。例えば『増訂大日本地震史料 第一巻』であれば『武者史料 (1)』、『新収日本地震史料 第五巻別巻五—二』は『新収史料 (5) 別 5-2』という具合である。また

1951 年に出版された『日本地震史料』は『増訂大日本地震史料』の第四巻に当たるため、略称は『武者史料 (4)』としている。

2. 具体的事例

松岡ほか (2012) では、先行研究から誤解しやすい地名の事例を示し、以下のような分類をしている。

1. 全国 (あるいは同県内) に同じ (似た) 名前の地名が存在する
2. 地震史料集 (特に武者史料) の問題 (史料の記載順, 注記・邦訳の誤りなど)
3. 被害のあった地域の広さの誤解 (藩の領域を含む)
4. 被害記事の誤読 (人名・施設など)
5. 北海道の地名

今回の調査で新たに見つかったものについても、この事例のいずれかに当てはまると思われる。そこで、それぞれの地名についての検証の後に、それがどの事例に当たるのかを示すことにしたいと思う。

2-1. 1498 年明応東海地震津波の誤解を招きやすい地名

1498 年明応東海地震津波については、1 文献で 3 地点の誤りが見つかっている。

表 1: 1498 年明応東海地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
静岡県焼津市小川	静岡県静岡市清水区村松	『日海記』	飯田 (1981a)
愛知県豊橋市	愛知県田原市	『田原町史』	飯田 (1981a)
静岡県磐田市豊田	静岡県志田郡豊田	『ふるさと豊田』	飯田 (1981a)

¹ 仙台市博物館² 深田地質研究所³ 東北大学災害科学国際研究所

2-1-1. 海長寺とその末寺は所在地が異なる

飯田 (1981a) は静岡県清水市 (現・静岡市清水区) 村松の津波被害について、「海長寺の諸堂・大坊・寺中悉く津波で破損した。波高 5～6m」としている。この根拠となった史料を飯田は示していないが、調査により史料 1 を引用していることが分かった。

史料 1『静岡県史 史料編 7 中世三』(『史料拾遺 (2)』p12)

二四八 日海記 海長寺所蔵○清水市
村松

日円聖人事

○中略

一入寂事

明応六年 [戊午] 八月廿五日, 御年, 右, 彼小河之末寺^江有作善, 日円并衆中詰^{云々}, 去八月廿四日, 当寺出給也, 同廿五日 [辰刻] 大地震・希代不思儀前代未聞也, 非之大浪又競来, 海辺之堂舎仏閣・人宅・草木・牛馬・六畜等, 悉没水死畢, 於彼時小川末寺御堂坊等, 悉被取大浪, 只如河原成畢, 必大浪ハ大地動之時有之^{云々},

一於此地動時, 当寺諸堂・大坊・寺中悉破損畢,

この史料では地震の発生年 (明応七年) を「明応六年」と誤記しているが、被害状況は飯田の記したものと一致することが分かるだろう。そして、被害地として「小川末寺」という場所が読み取れる。ここから、津波被害を受けたのは海長寺ではなく、焼津市小川に所在した末寺であることが分かる (図 1)。

飯田は村松での津波被害を記す一方で、「焼津付近」の津波被害として「津波浸入, 海長寺末寺は諸堂悉く津波で破壊された。波高 6～7m。」とも記している。つまり、飯田は同じ史料を用いながら、2つの異なる場所のことと理解し、それぞれに津波高を推定しているのだ。これは類型 4 に当てはまるものの、その中でもかなり問題のある事例といえるだ

ろう。このような誤りはほとんど見られないと思われるが、文献中に同じ被害が現れたときには、必ず引用史料を確認することが求められる。

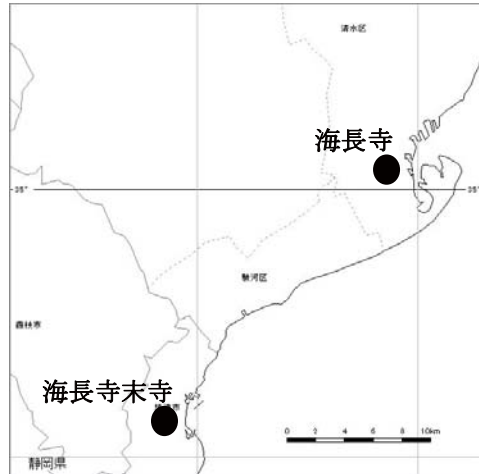


図 1: 海長寺 (静岡県静岡市清水区村松) と末寺 (静岡県焼津市小川) 白地図作成ソフト「Kenmap」による

2-1-2. 史料名は必ずしも被害地を指すとは限らない

飯田 (1981a) は、田原 (愛知県田原市) での津波について「三遠大地震で大暴風雨, 大津波あり」とし、津波高を 3～4m と推定している。ここでの引用史料として、飯田は史料 2 を挙げている。

史料 2『田原町史』(『新収史料補遺』p45)
(三河国聞書)

○町史では六月十一日としているが、他地方の記録と時刻が合わない。六月十一日の地震は未から申刻, 八月二十五日の地震は辰刻におこっている

辰刻大地震 豊川吉田之瀬変ル 今ノ古川乎

史料 2 では『三河国聞書』という史料を引用しているのだが、地震史料集の編纂者が史料 2 に書かれた地震の発生日を訂正していることが分かる。

史料には、地震によって「豊川吉田」で川の流れが変わったことが読み取れる。これは現在の愛知県豊橋市の中心部辺りのことであり（図2）、田原市とは全く場所が異なる。どうやら、飯田は史料名から被害地を田原市と誤解したようである。これは、類型4に当てはまるものと考えられる。

なお、史料からは津波による被害を読み取ることができないため、津波高を3～4mとする推定は甚だ怪しいと言わざるを得ないだろう。

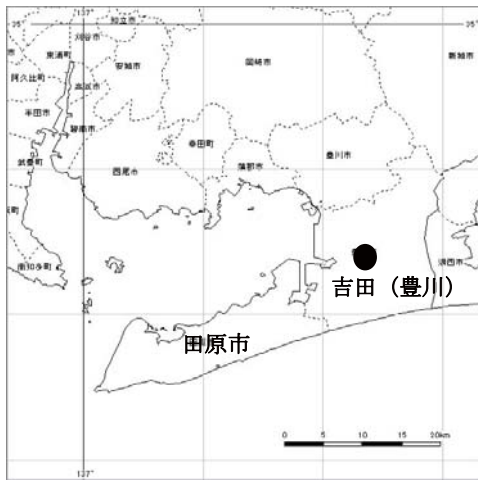


図2：田原（愛知県田原市）と吉田（愛知県豊橋市）
白地図作成ソフト「Kenmap」による

2-1-3. 同県内にある「豊田」の誤理解

飯田 (1981a) は「豊田 (志太郡)」について「津波浸入し約5千人死者が出た。波高4～5m」としている。飯田は引用史料を示していなかったが、調査の結果、史料3が引用史料であると推定された。

史料3『ふるさと豊田』（『新収史料（1）』p115）
（年表中）

一四九七、明応七、五 大雹降る。この年大風雨により洪水、大地震もあり（六

表2：1605年慶長地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
愛知県田原市片浜	愛知県豊橋市（吉田）	『常光寺年代記』	飯田（1981b）

月十日と八月二十五日）大津波あり（八月二十五日死者五千人）七 近畿・関東にも地震あり

史料3は静岡県磐田市豊田のことを記したものであった。飯田は、「豊田」の位置を現在の静岡県焼津市（旧志太郡）にある豊田地区と誤って理解していたのである（図3）。これは類型1に当てはまる誤地名である。また「豊田」というと、愛知県豊田市の知名度が最も高いと思われるが、この場所とも誤らないように注意したい。

なお史料3には別の引用史料があると考えられ、「死者五千人」は豊田のみの被害数ではなく、より広い地域のものを示していると思われる。

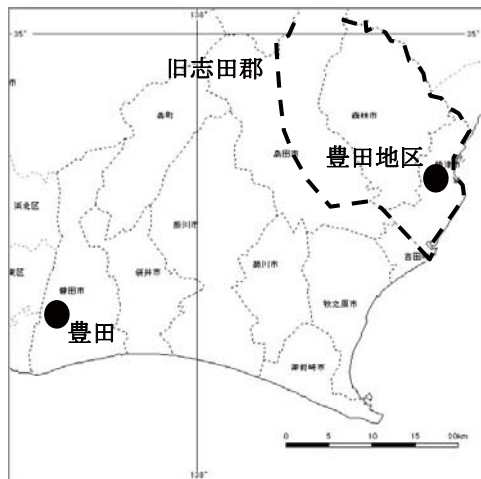


図3：豊田（静岡県磐田市）
白地図作成ソフト「Kenmap」による。
志太郡は現在の焼津市・藤枝市・島田市の一部（破線で囲った地域）が含まれる一帯である

2-2. 1605年慶長地震津波の誤解を招きやすい地名

1605年慶長地震津波については、1文献で1地点の誤りがあった。

2-2-1. 地名が誤っていると判断したら、採用してはならない

飯田 (1981b) は 1605 年慶長地震による吉田 (豊橋, 愛知県豊橋市) の津波被害について、「常光寺年代記と同じく慶長 9 年 11 月 16 日津波で片浜の船が打ち破られたとある (豊橋市史)。推定波高 3m。」としている。ただし、飯田は「堀切」についても「慶長 9 年 11 月 16 日夜五つ時分 (午後 8 時頃) に地震ししつ打ち片浜の船皆打破れ、漁網を流出した。人知らず明日みて驚なり (常光寺年代記)」とし、波高を 5~6m と推定している。つまり、飯田は豊橋と堀切の津波被害について同じ内容を記しているのだ。さて飯田の記載は、どう理解すればよいのだろうか。

飯田が豊橋について引用した『豊橋市史』は確認できていないが、堀切の引用史料『常光寺年代記』は地震史料集に掲載されており、こちらは内容を確認することができた。

史料 4『常光寺年代記』(『新収史料 (2)』p93)

(慶長) 九甲辰雪月十六日夜ノ五ツ時分
ニナイシツ打片浜之船皆打破也ア
ミナカスナリ人不知アスミテ驚ナリ

史料 4 を見る限りでは、『豊橋市史』でもこの史料を引用したのだろうと想像できる。では、『豊橋市史』が引用した史料に表れる被害地「片浜」はどこにあるのか。これは現在の愛知県田原市にある地名であり、吉田と堀切 (常光寺の所在地) のほぼ中間に位置している (図 4)。このことより、豊橋の被害として記されているものは、田原市の片浜のことと判断すべきだろう。飯田は類型 4 の誤

りをしているのである。

実は、飯田は豊橋での被害を記した直後に「この記事は堀切の常光寺年代記と同じものである」と記している。つまり、飯田は『豊橋市史』の記載が『常光寺年代記』を引用していることに気付いていたのである。史料 4 より被害地が片浜であることが分かっている以上、被害地として堀切を採るのも誤っているのだが、いずれにしても異なる 2 つの史料に同じ記載があり一方の地点が誤っていると分かったならば、史料名に引きずられて複数の地点を採用してはならないのである。

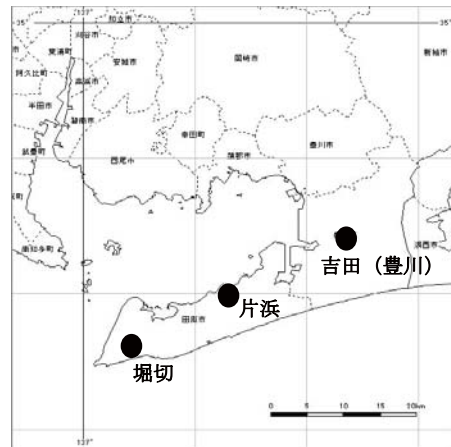


図 4: 片浜 (愛知県田原市)
白地図作成ソフト「Kenmap」による。片浜は吉田 (豊川) と堀切のほぼ中間に位置している。また、常光寺は現在も堀切に存在している

2-3. 1703 年元禄地震津波の誤解を招きやすい地名

1703 年元禄地震津波については、1 文献で 1 地点の地名に誤りがあることが分かった。

表 3: 1703 年元禄地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
(特定地域なし)	浦安・船橋	青山勘右衛門貞長の記録	羽鳥 (2006)

2-3-1. 「国々」での出来事を特定の地域のことと解釈してはならない

羽鳥 (2006) は浦安・船橋での津波の被害

について「津波で人畜多く死す。地震で行徳領の堤防大破。」とし、津波高を 2m と推定している。羽鳥は引用史料を示していなかつ

たが、調査によって、地震史料集に掲載されている『千葉県気象災害史』が引用していた『東葛飾郡史』を参考にしていることが分かった。

史料5『東葛飾郡史』（『新収史料（2）別』 p240-241）

浦安、船橋地方津波にて人畜多く死す。

確かに、この史料によるならば浦安・船橋を含む東京湾北部で津波による被害が出ていると考えられる。しかし、史料5は近代に編纂されたものであり、この記載にはさらに元となるものが存在することが想定できる。我々はこの地域の津波被害を示す別の史料はないか調査し、その結果、次に挙げた船橋に関係する史料が存在していることを見つけた。

史料6『船橋市史 前編』（『新収史料（2）別』 p239-240）

この時我が船橋市内旧山野村青山勘右衛門貞長は当時三十二歳の若盛りであったが、その書きしるしたものに拠れば、二十二日夜の八時半（午前三時）より明け六つ（午前六時）まで三時間ばかり

の間に、二十五度の地震があり、（中略）貞長の其の記録に「前代未聞の大地震なり。国々にて山も崩れ田畑も淵に成、海辺にて里も海に成。人幾千万の数をしらず死す」としるした。

史料6が引用する、青山勘右衛門貞長の記録からは、「国々」で地震・津波による被害のあったことが分かる。青山自身は現在の船橋市内の住人だが、史料記載の被害は浦安・船橋だけのことではなかったのである。史料5が青山の記録を引用しているのかは不明だが、どうやら「国々」の被害を浦安・船橋という限定した地域の被害と誤って理解していたようである。これは類型3と類型4の混合型の誤りといえるだろう。

なお、ここでの「国々」とは特定の国を指すものではなく、元禄地震で被害を受けたすべての国を指すものと考えられる。

2-4. 1707年宝永地震津波の誤解を招きやすい地名

1707年宝永地震津波については、2文献で3地点の地名に誤りがあることが分かった。

表4：1707年宝永地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
高知県黒潮町 入野	高知県須崎市	『谷陵記』	羽鳥（1981）
静岡県磐田郡	静岡県磐田市	『磐田郡誌』	飯田（1981c）
熊野地方（三重県・和歌山県）	三重県熊ノ浦	『尾鷲市史 上』	飯田（1981c）

2-4-1. 「入野」の被害は須崎のものとして別になければならない

羽鳥（1981）では「入野」の被害について、「大地割れて底より潮水涌出で、人家倒れ或は崩れ、無難の在家は一軒もなし、山里の賤が夫家業の為山へ行けるに、崩るる岩石に圧されて死する者数を知らず。未ノ上刻より大潮溢れ入り人家流失す。死人イカダの如く牛馬皆死す」という『大方町史』の文章を引用している。また同論文の Table2. では「松林の根潮に洗われ大半枯れる。人家流れ死人イカダの如く牛馬みな死す。浜ノ宮加茂神社

流れず」と記している。

さて、この羽鳥の記載、特に Table2. はどのような史料に依拠しているのだろうか。『大方町史』自体を確認することはできなかったが、史料集を丹念に当たった結果、これらはすべて『谷陵記』のなかに書かれた内容であることが判明した。

史料7『谷陵記』（『武者史料（2）』 p109）

入野 亡所、潮ハ山迄、此浜ノ松林八幡賀茂ノ両社潮入ト云ヘドモ流レズ、加茂ハ式社也、（中略）所々キレ、

或ハ打ヲリ、根コギニシ、又ハ根ヲ洗ヒ出シケル故、大半ハ枯木トナル、(以下略)

史料 8『谷陵記』(『武者史料 (2)』 p115)

○宝永四丁亥年十月四日、須崎地震之記(中略)

大地割れ、底より潮水涌出る、人家倒れ或崩れ、無難に在る家は一軒もなし、山里の貴賤、家業の為、山へ行ける所に、此難に逢ひ、崩るゝ岩におされ死するもの、数をしらず、扨末の上刻より、大潮溢れ入、人家悉く流れ、死人椗を組が如し、牛馬猫犬等、皆々死す、(以下略)

これを見て分かるように、『大方町史』の記事は史料 8 に依拠していた。この史料記述は「須崎地震之記」とあるように、宝永地震津波時の須崎での様子が記されたものであり、ここに記された内容には須崎での状況しか記されていない。幡多郡大方町は、2006 年に同郡佐賀町と合併しており、現在の町名は幡多郡黒潮町であって須崎市ではない(図 5)。『大方町史』になぜ須崎のことが掲載されているのかは不明だが、羽鳥は大方町の自治体史に掲載されていることを根拠に、本来は須崎での出来事を大方町(の中の入野)のことで誤解したのである。

また「加茂神社」については、須崎市にも多之郷という場所に加茂神社は存在するが、史料 7 にあるように、入野の沿岸に建つ賀茂神社である。

以上より、羽鳥は入野の出来事と須崎の出来事を混在させていたことが分かる。誤地名の類型に照らすと、これは類型 4 に近いと考えられる。ある自治体史に被害記事が掲載されているからといって、必ずしもその市町村のことを述べているわけではない。その記事がどこを指しているのか、注意を払う必要がある。

なお、松岡ほか(2012)では表 6 中で正しい地名を須崎市とし、誤りやすい地名として黒潮町としていたが、これは逆であったことを付記しておく。

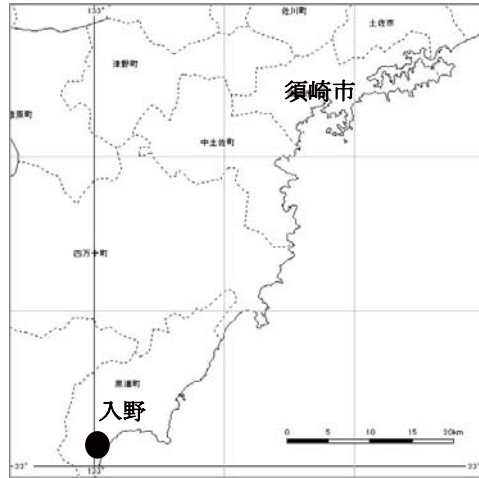


図 5：入野(高知県黒潮町)

白地図作成ソフト「Kenmap」による。入野は須崎市の南西方向に位置する黒潮町にある

2-4-2. 「郡」と「市」の範囲は一致するとは限らない

飯田(1981c)には、「磐田」での津波について「津波がきた。高さ約 3m と推定される。」とのみ書かれている。さて、この「磐田」とは現在の静岡県磐田市を指すのか、はたまた旧磐田郡(静岡県袋井市・磐田市・浜松市天竜区の一部)を指すのだろうか。

飯田は引用した史料・文献を示しておらず、どのような記述が元になっているのか不明だったが、地震史料集の中には、宝永地震時の「磐田」の様子を記すものが散見された。しかし、それらのほとんどは史料 9 のような記事であった。

史料 9『磐田郡誌』(『新収史料 (3) 別』 p177)

延宝八年海嘯にて弁天港塞り、中島河豚池へ近傍悪水集合海中に流出する吐口を作したれど、未だ船舶を繋ぐに至らず。二十七年を経、宝永四年地大に震ひ、福田中島の境に港口を押開き、爾来百年の間に港口の移動四回に及び、享保年間現今の港口開けたりと云へば、江戸湊の古趾は其の名残ならんか。

史料9には、地名として「福田中島」が見えるが、これは現在の静岡県磐田市にある地名である(図6)。結局のところ、飯田が磐田市と理解したのか磐田郡と理解したのかは不明である。だが、これは類型3の誤りとなりうるものであり、「郡」と「市」の範囲が必ずしも一致するとは限らないことは覚えておくべきだろう。

なお、史料9からも津波による被害状況はよく分からないため、そもそも磐田郡で津波の被害があったのかも不明であることを付け加えておく。

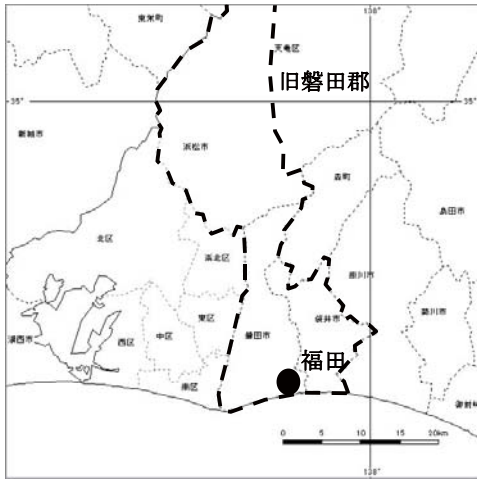


図6：福田(静岡県磐田市)
白地図作成ソフト「Kenmap」による。磐田郡には現在の袋井市・磐田市に浜松市天竜区の一部が含まれる(破線で囲った地域)

2-4-3. 「熊ノ浦」は「熊野灘」沿岸の一部

飯田(1981c)は三重県「熊ノ浦」での被害について「溺死1,000以上、家2,000余の所4~5軒残る。他は地震と津波で潰れた。」とし、津波高を6~7mと推定している。

被害が大きい「熊ノ浦」だが、飯田は現在の三重県熊野市を指しているものと考えられる。この記載の引用史料についての調査では、残念ながら該当する史料は見つけることができなかった。飯田が参考にした史料は不明だが、「熊ノ浦」の津波について書かれた史料

としては、次のようなものが挙げられる。

史料10『光明寺津波之碑』(『新収史料(3)別』p303)

昔宝永四亥十月四日、大地震つ浪有、以来百五十年、嘉永七寅十一月四日大地震つ浪一丈五尺上り、氏神社初人家四十五軒流失、流死七人有、此後大地震之時ハつ浪有ト心得、初ハ平地ニ出、ゆり終り次第たかい所へにげ可申事。

史料10は地震当時のものではないが、新鹿村遊木浦(現・三重県熊野市)のことを記している。しかし、これを見る限り、飯田が示したような大規模な被害は見当たらない。では、飯田の言う「熊ノ浦」とはどこを指すのか。少し範囲を広げて見てみよう。

史料11『熊野年代記』(『新収史料(3)別』p301)

震ふ事七回、富士山焼け砂降り宝永山頭はる。新宮城下倒家が百八十四軒、死者十八人あり、上より粥を焚きて下へ施す。

史料11は新宮城下(現・和歌山県新宮市)の被害状況である。年代記であるため、情報の正確性は考慮しなければならないが、ここでも20人弱の死者が出たことが分かる。しかし、これに加えても、まだ死者数は1000人に届かない。

ここで地震史料集に立ち戻り、この「溺死1,000以上」に当てはまるものがないかを探してみると、『尾鷲市史 上』(『新収史料(3)別』p293)というものが見つかった。これによれば、正徳元年(1714)に野地村の良源寺の和尚が建立した供養碑(馬越の碑)に、「溺死千余人」とあるという。『尾鷲市史 上』は、これは数の多かったことを表現したものであるとしているが、実際尾鷲での流死人の数は530人余とある。恐らく、熊野灘沿岸域での流死人数を合計すれば、1000人に近い数となるのだろう。

このことから、本来は図7に示した熊野灘

沿岸全域の被害（流死人）数が 1000 人とすべきところを、飯田は「熊ノ浦」という、ある特定の地域の被害数として理解していたことが判明する。この「熊ノ浦」とは、「熊野灘」という広い地域を指すものの誤読だったのだ。これは類型 4 に当てはまる誤りである。

2-5. 1873 年天保チリ南部沖地震津波の誤解を招きやすい地名

1873 年天保チリ南部沖地震津波については、1 文献で 1 件の誤りを生じやすいと考えられる地名が見つかった。

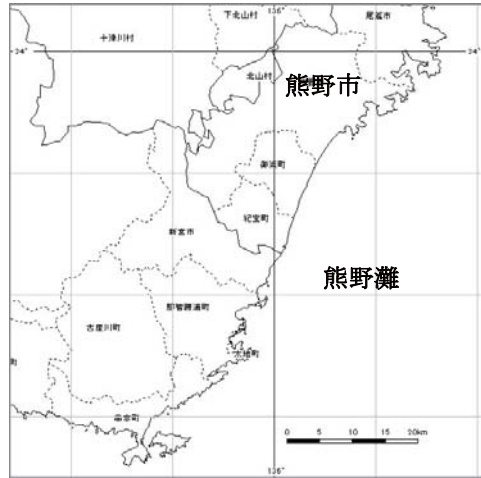


図 7：熊野灘沿岸地域
白地図作成ソフト「Kenmap」による。
三重県熊野市は熊野灘沿岸域の一部に当たる

表 5：1873 年天保チリ南部沖地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
宮城県気仙郡・本吉郡・牡鹿郡・宮城郡	宮城県気仙沼市など	『六代治家記録 龍山公』	羽鳥 (1991)

2-5-1. 「郡」と「市」を取り違えてはならない

羽鳥 (1991) は気仙・本吉・牡鹿・宮城諸郡で「沿岸に塩溢れ田を損す」とし、津波高を 1~2m と推定している。この根拠となった史料は示されていないが、調査の結果、史料 12 がそれに当たることが分かった。

史料 12『六代治家記録 龍山公』（『新収史料続補遺』 p635）

○十一日（中略）是日仙台気仙郡本吉南方牡鹿郡宮城郡沿海潮溢レ田ヲ傷フ

この史料は仙台藩が公的に編纂したものであり、信頼度は高いものである。これによれば、津波による被害地は仙台藩内の気仙郡から宮城郡に至る長大な沿岸域であることが分かる。羽鳥は、これが現在の岩手県から宮城県に至る長大な沿岸域であると正確に理解しているが、これを引用する場合には、それぞ

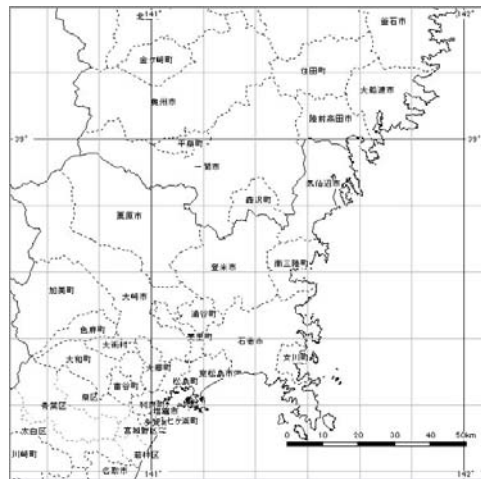


図 8：気仙・本吉・牡鹿・宮城諸郡（岩手県・宮城県）
白地図作成ソフト「Kenmap」による。
当時の仙台藩の沿岸部は現在の大船渡市（岩手県）から宮城県全域にわたっている。なお宮城郡は現在の仙台市泉区・青葉区・宮城野区と若林区の一部に当たる

れの自治体名（気仙沼市など）と誤って理解しないように注意したい。

これは誤地名の類型に当てはめると、類型3に含まれるものである。

2-6. 1854年安政東海地震津波の誤解を招きやすい地名

1707年宝永地震津波については、3文献で3件の地名に誤りがあることが分かった。

表6：1854年安政東海地震津波での誤解を招きやすい地名

正しい地名	誤りやすい地名	根拠となる史料	事例となる論文
東京都江東区深川	東京都中央区浜町	『大屋祐義日記』	羽鳥 (1984) 羽鳥 (2006)
愛知県豊橋市ほか	愛知県豊橋市吉田	『恕軒日録 乾一』	飯田 (1981d)
静岡県下田市	静岡県伊豆市八木沢	『伊豆半島地震史料』	飯田 (1981d)

2-6-1. 江戸藩邸の位置の調べ方

羽鳥 (1984) および羽鳥 (2006) は、安政東海地震での江戸（現・東京都23区内）浜町の津波被害を示している。例えば羽鳥 (2006) は「浜町秋元家前、井上河内守前津波溢れる。山谷堀で常水より3-4尺水位上がり、屋根船・茶屋船少々痛む。佃島で沈船。」とし、津波高を1.2mと推定している。引用史料は示されていないが、調査した結果、史料13を引用したことが判明した。

史料13『大屋祐義日記』（『武者史料（4）』p88）

嘉永七年〔○安政元年〕十一月四日、巳、晴。朝四ツ時地震夥し、御屋敷〔○秋元家ノ中邸、江戸浜町ニアリ、祐義、時ニコノ邸内ニ住セリ、〕前川あふれ出る。中にも御丸内強く、南部侯御屋敷長屋崩る。其外諸々破所有之。当番〔○上邸ハ呉服橋内ニアリ、当番ハ、上邸ニ直スルヲ曰フ、〕罷出る。途中井上河内守様御屋敷前にて溢れ候河水を蒙り候間、帰宅、又々罷出る。

引用史料は地震当時書かれた信頼度の高いものである。これによれば、秋元家の江戸中屋敷は浜町にあり、その前の川（堀のことか）が溢れたという。さらに、史料の著者である大屋祐義が秋元家の上屋敷へ向かう途中、井上河内守の屋敷前でも川の水が溢れたために引き返したとも書かれている。羽鳥はこの

記述から、秋元家と井上家の屋敷が隣接していると考えたのかもしれない。この理解は正しいのだろうか。

江戸時代末期に作られた『江戸切絵図』という地図がある。これには、当時の江戸にあった武家屋敷や寺社などの位置が細かく記されており、これを見ることで当時の大名屋敷の位置も判明する。この地図を利用して井上家の屋敷がどこにあったかを調べたところ、屋敷は深川にあったことが分かった。このことより、羽鳥は屋敷の位置を混同していたことが分かる。

浜町と深川は隅田川を挟んで位置しており、決して遠い場所にあったわけではない。しかし、2カ所を同じように理解するわけにはいかない。これは類型4に含まれる誤りであると考えられるが、特に江戸にあった大名屋敷の位置は調べることが容易である。同じような誤りをしないよう、この点については覚えておく和良好的だろう。

2-6-2. 藩名と地域名を混同してはならない

飯田 (1981d) は吉田（豊橋）での被害について、「城内住居向櫓、家中侍屋敷、足軽家、社寺、町在潰家破損流失した。大川通り、小川通りとも堤防は震裂崩壊し、平地は亀裂荒地となった。海辺では津波が浸入して田畑90.1ha余に海水、砂入等の被害を与えた。流失家屋4軒、難破船、生死不明3名、怪我人1名あった」とし、津波高を3~4mと推定

している。飯田は引用史料として、史料 14 を挙げている。少々長いが、関連部分をすべて掲載する。

史料 14『豊橋市史 史料編』（『新収史料 (5) 別 5-1』 p1176)

(恕軒日録 乾一)

一十一月四日己巳 朝五ツ半時過、地大ニ震ひ、自宅ニ而は茶之間たをれ、其外所々破損夥く、表通り堀、過半くづれ、時習館半たをれと相成申候、御本丸ニ而は、南御多門、北御多門くづれ、石垣堀ハ勿論、鉄矢倉上の段壺ツくづれ、二之御丸御殿・大書院・御小書院并廊下の方皆頽れ三之御丸ニ而は御蔵御役所等所々頽れ、惣曲輪ニ而は侍屋敷々々半たをれ、堀崩れ夥く、町家も相应有之、遠方は未聞共実ニ大変成し事共也、

(中略)

一右地震御領分之様子を、郷同心目付佐藤庫蔵へ相尋、荒増左ニ記置

高六万石余、三河国渥美郡・八名郡・宝飯郡・額田郡・加茂郡・遠江国敷知郡・城東郡之内、地震高村数式百四拾ヶ村、町数式拾九町

田高式千八百式拾石余、畑高式千八百六拾石余、合五千六百八拾石余、村数四拾四ヶ村、地震荒並高汐荒

見取田畑九拾町壺反歩余、五ヶ所高汐並砂入荒

死人拾四人内男七人女七人 高汐溺死人男拾壺人

難破船生死不知男三人 怪我人男壺人 潰家六百五拾三軒 流失家四軒 寺社潰式拾七ヶ所 寺社半潰式拾六ヶ所 半潰家八百八軒 土蔵潰百五拾三ヶ所 土蔵半潰百五拾壺ヶ所物置家潰七百五ヶ所 門潰三拾式ヶ所 郷蔵潰式ヶ所 堂潰四ヶ所 今切渡船流失並破船四拾八艘

漁船流失並破船九拾式艘 破損家並土蔵物置屋等破損数不知 大川通並汐除堤破損所長八千百四拾四間、

村数三拾三ヶ所 小川通堤破損所長式万式千七百四拾間、村数式拾六ヶ所 溜池破損五拾式ヶ所 塚樋破損拾ヶ所 橋破損七ヶ所 並松倒木壺本 牛馬怪我無之 吉田宿・新居宿・其外御領分村々共火災一切無之 (以下略)

飯田は以上のような記述から、豊橋の津波被害としてまとめていた。しかし史料を見ると、これらの被害は「御領分」「三河国渥美郡・八名郡・宝飯郡・額田郡・加茂郡・遠江国敷知郡・城東郡之内」全体でのものであり、吉田藩全体での被害状況であった。これは 1703 年元禄地震の史料中に「小田原領」とあるものを小田原という狭い範囲での被害とした類型 3 と同じ誤りである(松岡ほか (2012))。史料にある被害がある特定の範囲なのか広域の藩全体のものなのか、よく読み込む必要があることを、この事例は示している。

2-6-3. 「八木沢」と書かれていてもすべてがその場所とは限らない

飯田 (1981d) は、八木沢(静岡県伊豆市(旧土肥町))での被害について、「津波は宝福寺本堂唐紙まで、八幡社石段 3~4 段目まできた。10 軒ほど流失」したとしている。引用史料は示されていないが、調査の結果、史料 15 がそれに当たることが分かった。

史料 15『伊豆半島地震史料』（『武者史料 (4)』 p232)

西豆村八木沢

安政元年十一月四日

現小学校前の田圃は、以前は海で、宝永の津浪は当地妙蔵寺大門迄浸来と云はれて居るが、安政の津浪は三ツきて二度目が大きく、家屋は十軒程流失、小学校前の田圃一面から尾羽根迄浸水した。其後沢山の鱈に似た大魚が海辺に流れ寄つた(佐藤老人談)

下田町宝福寺本堂唐紙に、安政元年十一

月四日大海嘯当時の浪跡残り居れり。猶同海嘯は八幡神社境内石段の三四段目迄にも来れりと。

ここでは、確かに八木沢でのことを述べているのだが、よく読んでみると八木沢の被害は「(佐藤老人談)」という部分までであり、それ以降は「下田町」(現・静岡県下田市)の被害が記されているのである。飯田は、途中から下田の被害に変わっていることに気付かず、すべてが八木沢のことであると誤解していたのだ。これは類型2と類型4が混合した誤りということになるだろうか。史料をよく読めば間違えることのない誤りだと思われるが、史料の解釈はより慎重に行う必要があることを、この事例は教えてくれている。

なお、飯田は「八木津」という場所で「130軒ほどのところ20軒余流失」したと記している。しかし今回の調査からは「八木津」という場所は見つからず、そのため、これは「八木沢」を誤ったのだらうと判断した。ただし、被害状況が史料15とは異なるため、さらに調査を加える必要があることを付記しておく。



図9：八木沢（静岡県伊豆市）と下田市の位置関係

白地図作成ソフト「Kenmap」による。八木沢の所在する旧土肥町は2004年に周辺自治体と合併し、伊豆市となった

3. 慶長九年十二月十六日（1605年2月3日）に発生した慶長地震津波に関する『薩藩旧記後編』の「東目・西目」の解釈について

1605年慶長地震津波によって被害を受けた「東目」「西目」の地名比定については、すでに松岡ほか(2012)で述べている。しかし、その後も「東目」「西目」を従来どおり大隅・薩摩両半島とする説が発表されている(例えば、石橋2013)。ここでは、この「東目」「西目」の解釈について詳細な検討を加え、改めて地名比定を行おうと思う。

3-1. 「東目・西目」の理解に関する先行研究

慶長九年十二月十六日（1605年2月3日）に関東から九州に掛けての海域に大規模な津波をもたらした地震（1605年慶長地震）は、関東沖海域の地震、東海南海地震、など震源に関して議論のある地震である。この地震の津波の記録がいくつか残されているが、その一つに『武者史料(1)』中で『薩藩旧記後編』として掲載されている「島津義久書状」がある。『薩藩旧記』自体は薩摩藩士であった伊地知季安・季通父子が藩内諸家に残る文書・記録類を収集し編纂したものである。そういった観点からも、きわめて信憑性の高い史料であることは間違いない。

この史料には、1605年慶長地震津波について次のように記している。

史料16 樺山久高宛島津義久書状（『武者史料(1)』p669）

在樺山氏

追而、上洛之儀に付、此頃至鹿兒島御談合に而候き、其時分我等越あひ、様子承候、いかにしても父子上洛之調難成由候、（中略）去十六日、東目より西目之浦浜大浪よせきりやみ事者不及申人もたゞうち取候、誠不思議之災難に候、（中略）況父子上洛候者、かね一圓調ましき由候、云鉛云恰、父子之上洛難調候、何とそ駿

州へ被遂内談可然候、(中略)

慶九敷 十二月十九日 龍伯花押
樺山権左衛門殿

差出にある「龍伯」は薩摩島津氏の第 16 代当主・島津義久のことであり、この当時はすでに当主を退き出家した後であったため、「龍伯」と名乗っていた。また宛先の「樺山権左衛門」は薩摩島津家の家臣・樺山久高のことで、後に薩摩藩の家老となる人物である。

この文書は「在樺山氏」とあることから、樺山家が所蔵していたことが分かる。また、書かれたのが十二月十九日、すなわち地震津波が起きたわずか 3 日後であるという点も考慮すると、現在知られている 1605 年慶長地震津波の史料のなかでも第一級の史料と言えるであろう。

さて、この文書は『武者史料 (1)』に掲げられているが、このうち田山実は「東目・西目」の語について「東目西目由来記、旧典類聚ニアリ。今之ヲ検スルニ、東西分界ノ処、分明ナラズト雖モ、大抵鹿児島ヲ以テ中心トシ、薩摩地方ヲ西目トシ、大隅地方ヲ東目ト為スモノニ似タリ」という注釈を付している。すなわち、『東目西目由来記』というものが『旧典類聚』に採録されている。これを検討すると、(東目・西目の)東西の境はよく分からないものの、およそ鹿児島を中心として、薩摩地方を西目、大隅地方を東目とすることに似ている」というのである。

この田山の注釈を受けて、石橋 (2013) は 1605 年慶長地震津波の被害地を地図上に示す中で、この薩摩地方・大隅地方を薩摩半島・大隅半島として表現している。また平凡社の地名辞書では、大隅半島地方を東目、薩摩半島地方を西目と呼称してきたとしている。

一方、松岡ほか (2012) ではこれと異なる解釈をしている。鹿児島から北東方向、鹿児島湾奥の加治木の方向に海岸沿いに約 12km 行くと、がけの上の台地の上を通る街道となり、ここから白銀坂の下り坂が始まる。この下り始めのところまでが薩摩国、白銀坂から向こう (東側) が大隅国となる。現在の鹿児

島県は西側が薩摩国、東側が大隅国であって、鹿児島城下はちょうど両国の境目付近にある。つまり、田山のいう東目・西目とは、薩摩半島上の大隅国から薩摩国の街道の範囲を指すのだと解釈したのである。

このように、「東目・西目」については解釈の異なる説が 2 つ存在するわけだが、果たして「島津義久書状」に見える「東目・西目」はこれらの解釈であっているのだろうか。

3-2. 『上井覚兼日記』に見える「西目」

「島津義久書状」中の東目・西目を考えるためには、義久の生きていた時代に東目・西目がどのように理解されていたのかを確認する必要がある。そこで、ここでは『上井覚兼日記』という史料に注目したい。この史料は上井覚兼 (1545～1589) という島津氏家臣の日記であり、戦国時代の武士の日記として有名なものである。

この史料に「西目」が次のように出てくる。

史料 17 『上井覚兼日記』天正 11 年 9 月 2 日条
二日、山より帰候て、臆而打立、佐敷へ着候、(中略)忠棟より書状、税新被持来候、即披見候、趣、此方にて拙者相待可有候へ共、先々順風次第如八城出船候、當者吾等事、今少当所へ逗留申、西目之舟廻来次第、軍衆渡海之儀見廻候て肝要之由承候也、(以下略)

天正十一年 (1583) は、島津氏が九州を制圧すべく積極的な軍事活動を行っていた時期であった。覚兼も各地へ出陣していたことが、この日記から読み取れる。

さて、ここに掲げた部分を簡単に解釈すると、覚兼が佐敷 (現・熊本県葦北郡芦北町) に到着した際、税所新介篤和 (「税新」と表記) によって届けられた伊集院忠棟の書状に「八代 (現・熊本県八代市) で (覚兼らを) 待つべきところだが、風次第では八代を出船するつもりである。覚兼らはいま少し佐敷に逗留し、「西目」の船が廻ってきたならば、軍勢が渡海するのを見届けることが重要である」

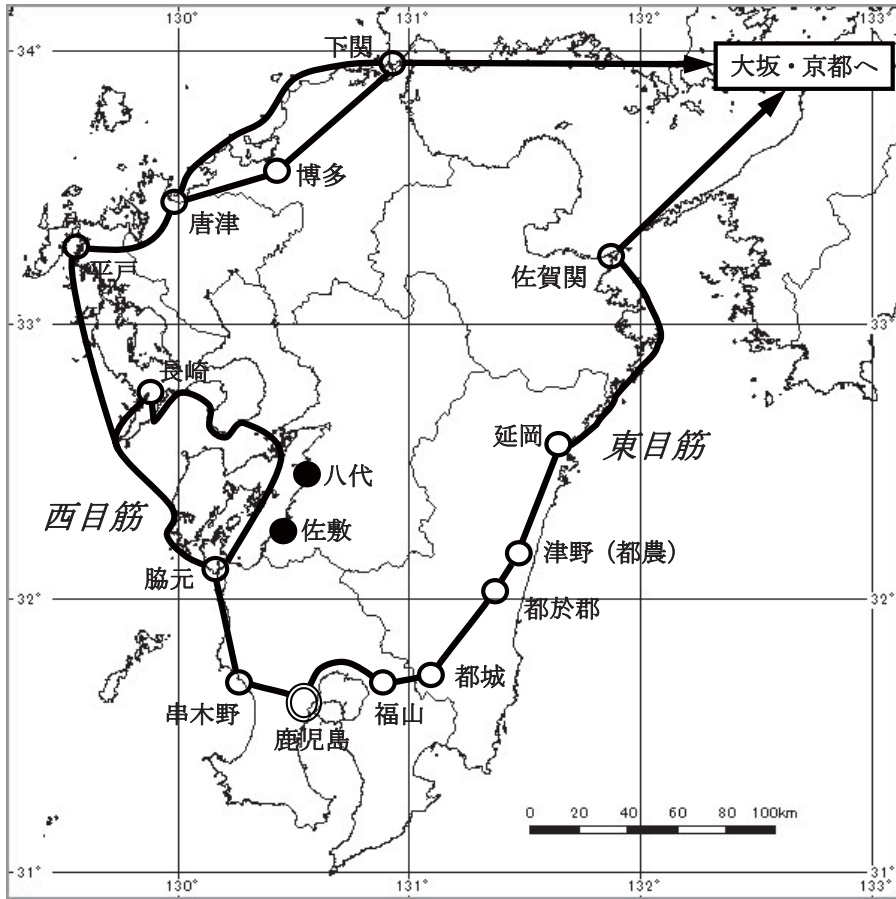


図 10：『旅行細見記』より復元した「東目筋」「西目筋」概略図

白地図作成ソフト「Kenmap」による。「東目筋」「西目筋」が主街道であり、ここからいくつかの脇街道が分岐していた。また「西目筋」には下関に至るまでいくつかのルートがあったことが分かる。なお、図中の●は『上井覚兼日記』に見える地名である

とあった、という意味になる。

この「西目」を石橋（2013）の解釈によるならば、薩摩半島の船が佐敷へ廻ってくるという意味になり、松岡ほか（2012）の解釈によれば、鹿児島湾内の薩摩国側の船が佐敷へ廻ってくるという意味になる。残念ながら『上井覚兼日記』には、他に「西目」についての記述がないため、これがどこを指しているのかは不明である。しかし、九月四日条に載せられている返書には「併今一艘も諸浦より廻船無之候」とあることから、「西目」は特定の地点を指すものではなく、「諸浦」を含む広範囲の地域であることがうかがえる。

3-3. 『旅行細見記』に記された「東目・西目」

都司・今井は鹿児島県への調査の機会を得、2014年3月13日、鹿児島に住んでいた人が「東目・西目」をどう理解していたかの実証が可能と思われる史料を調査するため、鹿児島県立図書館を訪れた。その際、幸いなことに江戸時代の道中案内である『旅行細見記』という史料をこの図書館が所蔵していたことを知った。著者は不明であり、成立年は1762～1769年の間と、島津義久の没後150年ほど経過した史料であったが、参考になると考え、ここで検討の対象とした。なお今回は、木場（1998）が翻刻・解説したものを利用している。

『旅行細見記』は、次のように索引目次のような形で記載が始まっている。

史料 18 『旅行細見記 一』冒頭部分

- 一、東目筋海陸
- 一、西目筋海陸
- 一、大口筋
- 一、出水筋
- 一、小倉道中
(以下略)

この史料は、鹿児島から京都に至る主要街道と、そこから分岐している街道・海道についての道案内であり、宿場名や宿場間の距離、各地の景観などを記している。

一番目に書かれた「東目筋海陸」の項目内容を見ると、鹿児島から九州東海岸、日向国(現・宮崎県)を北上して陸路延岡に至り、ここから海岸沿いに海路を通過して北上して豊後国(現・大分県)佐賀関に至る。ここから豊予水道を船で渡って伊予国二窓(現・愛媛県伊方町二名津)に付き、以後三机(現・愛媛県西宇和郡伊方町三机)、長浜まで海路でたどる。ここからさらに瀬戸内海の航路をたどって最後は安芸御手洗宿(現・広島県呉市大崎下島)に至って記述が終わり、「是より先の航路は西目路に記しておく故ここに略す。細島より大坂まで百五十三里」と記されて東目筋の説明本文は終わっている。

次の「西目筋海陸」は、鹿児島からまず西に向かって伊集院・串木野・阿久根を通過して脇元に至り、ここから海路を二手に分かれ、天草(現・熊本県天草市)の東西を通り長崎・平戸(現・長崎県平戸市)へ。そこから小倉(現・福岡県北九州市)・下関(現・山口県下関市)・安芸御手洗宿を通り、最後は大坂に至る道筋が記されている(図 10)。

このような街道が整備されるのは江戸時代に入ってからのものであり、島津義久の時代にはまだこのような街道は存在していなかっただろう。だが、その前身となる道筋は存在していたことが想像でき、「東目筋」「西目筋」という名称もすでに存在していた可能性は否

定できないと考えられる。

3-4. 2 通の「島津義久書状」

さて、ここまで『上井覚兼日記』『旅行細見記』中の「東目・西目」について確認してきたが、「島津義久書状」の中で津波の記述はどのような文脈で表れるのか。ここで、もう一度文書そのものに戻って確認してみよう。

この当時、島津義久にはたびたび上洛の要請が行われていたのだが、そのたびに義久は理由を付けて断りを入れていた。『武者史料

(1)』にある「島津義久書状」もそういった中で書かれたものである。史料 16 の中略部分において、義久は「三月中に出立すれば四月には上洛できるだろう」との見通しを述べ、上洛の意思を示していた。しかし、領内で津波により被害をこうむったことにより、「父子」(義久と当主・島津忠恒)が共に上洛するための「加子」(水夫、『武者史料(1)』中の「かね」は誤読)の調達が難しくなったとし、この旨を「駿州」(山口駿河守直友)に伝えよ、との指示が書かれているのである。山口直友は徳川家康の家臣で、当時島津家との仲介役を務めていた人物である。つまり、この文書は義久が上洛できない理由を述べたものだったのである。

実は、十二月十九日付の「樺山久高宛島津義久書状」は 2 通存在している。このうち『武者史料』にあるものは「追而」の語があることから分かるように、追加で書かれたものになる。

もう一通の文書は東京大学史料編纂所より刊行されている『大日本史料』に掲載されている。そこには、一・二月に徳川家康・秀忠が上洛するのに合わせて義久も上洛したかったが、当主の忠恒や家臣らから病後であることを理由に押しとどめられ、それに従うことにした、という内容が書かれている。こちらには津波に関する記述は一切見られず、そのことから津波による被害は追加の理由であったことが分かる。

2 通の「島津義久書状」から分かることは、「上洛する気はあるが、病後でまだ回復して

おらず、さらに津波被害により水夫を調達できないので、上洛できません」と、言い訳に津波が利用されているということである。

なお史料16について、『武者史料(1)』には「不及申」とあるが、『大日本史料』では「不申」とある。前者では「きりやみ事はもちろんのこと」と解釈でき、後者では「きりやみ事は言わず」となる。ともに『薩藩旧記』からの転載であり、その際に誤記している可能性もあるが、『薩藩旧記』を確認していないため、今回はこの部分の解釈について保留しておく。

3-5. 「東目・西目」の範囲を考える

以上の検討を踏まえて、「島津義久書状」中の「東目より西目之浦浜」がどの範囲を指していたのか、考えてみよう。

『旅行細見記』のみに注目するならば、「東目筋」の街道で海岸線を通っているのは、鹿児島湾沿岸の鹿児島から福山（鹿児島県霧島市）、外海沿岸の津野（宮崎県都農町）以北、大分県佐賀関までの区間であり、「西目筋」街道で海岸線を走っているのは、串木野と脇元（阿久根市脇本）の間ということになる。さらに「島津義久書状」では、津波被害により上洛のための十分な数の水夫を調えられないとあることから、津波被害は島津家の領内でのことを指していると考えるのが妥当であると思われる。

以上より、「島津義久書状」にみえる「東目より西目之浦浜」とは、鹿児島県霧島市から鹿児島県阿久根市までの沿岸域であると結論づけられる。ただし、当時の島津領に含まれる宮崎県南部や大隅半島東部の沿岸に津波被害がなかったとは考えがたく、慶長年間の東目・西目呼称についてはさらに検討を加える必要があるだろう。また、島津義久が津波被害を上洛拒否の理由にしている点にも注意が必要であり、当時の政治状況も十分に把握することが求められる。

最後に、島津義久が当時どこに住んでいたのかを示しておこう。義久は慶長九年(1604)まで富隈城（鹿児島県霧島市隼人町住吉）に

住んでいたが、この年の十一月二十七日に隼人城（鹿児島県霧島市国分中央）に移っている。浜之市の湊が近い場所に住んでいたのだが、もし津波が鹿児島湾奥まで到達していたならば、彼の住む地のそばに津波が到達していたことになる。はたして義久は、津波を実際に目の当たりにしたのであろうか。

4. まとめ

今回の調査によって、いくつかの誤解を生じやすい地名の事例が見つかった。それらはいずれも、松岡ほか(2012)で示した5類型に当てはまるものであったが、一部には2つのタイプの混合型というものが存在したことは重要な発見であったと思う。混合型のほとんどは、類型2と類型3または4の混合であるようだが、史料調査を慎重に行えば防ぎうるものだろうと考えられる。また、今回の調査では飯田波事の論文に地名の誤りが多く見られた。特に愛知県（特に尾張地方）以外の場所について地名の誤りを犯しやすいという傾向があるようなのだが、これは、飯田の研究拠点が愛知県にあったことと密接に関連しているように思われる。そのため、飯田論文の中で愛知県以外の場所を扱っている場合には、誤りが含まれている可能性が高いことを理解し、より注意を払わなければならないことを指摘しておく。

なお、本論は、(独)原子力安全基盤機構(現・原子力規制庁)からの委託業務「平成25年度津波痕跡データベースの高度化—確率論的津波ハザード評価に係る痕跡記録の調査及び波源モデルのデータベース化—」(代表:東北大学 今村文彦)の成果の一部を取りまとめたものである。

参考文献

羽鳥徳太郎, 1981, 高知県南西部の宝永・安政南海道津波の調査—久礼・入野・土佐清水の津波の調査—, 地震研究所彙報, Vol.56, pp143-145

- 羽鳥徳太郎, 1984, 関東・伊豆東部沿岸における宝永・安政東海津波の挙動, 地震研究所彙報, Vol.59, pp501-518
- 羽鳥徳太郎, 1991, チリ・ペルー津波による日本の被災頻度, 津波工学研究報告, 第 8 号
- 羽鳥徳太郎, 2006, 東京湾・浦賀水道沿岸の元禄関東 (1703), 安政東海津波 (1854) とその他の津波の遡上状況, 歴史地震, 第 21 号
- 飯田汲事, 1981a, 明応 7 年 8 月 25 日 (1498. 9. 20) の明応地震の津波被害, 愛知県被害津波史
- 飯田汲事, 1981b, 慶長 9 年 12 月 16 日 (1605 年 2 月 3 日) の慶長地震の津波被害, 愛知県被害津波史
- 飯田汲事, 1981c, 宝永 4 年 10 月 4 日 (1707 年 10 月 28 日) の宝永地震の津波被害, 愛知県被害津波史
- 飯田汲事, 1981d, 嘉永 7 年 (安政元年) 11 月 4 日 (1854 年 12 月 23 日) の安政地震の津波被害, 愛知県被害津波史
- 石橋克彦, 2013, 南海トラフ巨大地震, 岩波書店
- 木場武則, 1998, 古記録 旅行細見記 一 (解説 脇岡修一), 千台, 25, pp212-228.
- 松岡祐也・都司嘉宣・今村文彦, 2012, 歴史津波研究における誤解されやすい地名について, 津波工学研究報告, 29, pp233-272
- 武者金吉, 1941, 増訂大日本地震史料 第一巻, 文部省震災予防評議会
- 武者金吉, 1941, 増訂大日本地震史料 第二巻, 文部省震災予防評議会
- 武者金吉, 1951, 日本地震史料, 毎日新聞社
- 東京大学地震研究所, 1981, 新収日本地震史料 第一巻
- 東京大学地震研究所, 1982, 新収日本地震史料 第二巻
- 東京大学地震研究所, 1983, 新収日本地震史料 第二巻別巻
- 東京大学地震研究所, 1983, 新収日本地震史料 第三巻別巻
- 東京大学地震研究所, 1987, 新収日本地震史料 第五巻別巻五一
- 東京大学地震研究所, 1989, 新収日本地震史料 補遺
- 東京大学地震研究所, 1993, 新収日本地震史料 続補遺
- 東京大学史料編纂所, 1954, 大日本古記録 上井覚兼日記 上, 岩波書店
- 東京大学史料編纂所, 1964, 大日本史料 12 編 10 冊
- 都司嘉宣・松岡祐也, 2011, 歴史津波の調査研究に伴う文献・津波痕跡の信頼度評価について, 津波工学研究報告, 28, pp73-81
- 宇佐美龍夫・編, 2002, 日本の歴史地震史料 拾遺二